二　株式会社日本政策金融公庫法第四十一条第二号に掲げる業務に係る勘定　農林水産業者向け業務勘定
三　株式会社日本政策金融公庫法第四十一条第三号に掲げる業務に係る勘定　中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定
四　株式会社日本政策金融公庫法第四十一条第四号に掲げる業務に係る勘定　中小企業者向け証券化支援買取業務勘定
五　株式会社日本政策金融公庫法第四十一条第五号に掲げる業務に係る勘定　信用保険等業務勘定
六　株式会社日本政策金融公庫法第四十一条第六号に掲げる業務に係る勘定　国際協力銀行業務勘定
七　株式会社日本政策金融公庫法第四十一条第七号に掲げる業務に係る勘定　危機対応円滑化業務勘定
八　エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第六条に規定する特定事業促進円滑化業務に係る勘定　特定事業促進円滑化業務勘定

附　則

この省令は、平成二十二年八月十六日から施行する。

○財務省・経済産業省令第二号

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第七条第一項、第八条第二項及び第三項、第十一条第一項第三号、第十二条並びに第十四条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、株式会社日本政策金融公庫の特定事業促進円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令を次のように定める。

平成二十二年八月十三日

財務大臣　野田　佳彦
経済産業大臣　直嶋　正行

株式会社日本政策金融公庫の特定事業促進円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令

（特定事業促進円滑化業務実施方針）

第一条　エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（以下「法」という。）第七条第一項の特定事業促進円滑化業務実施方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　特定事業促進円滑化業務の実施体制に関する事項
二　特定事業促進円滑化業務に関する次に掲げる事項
イ　貸付けの対象
ロ　貸付けの方法
ハ　利率
ニ　償還期限
ホ　据置期間
ヘ　償還の方法
ト　イからヘまでに掲げるもののほか、貸付けに関する事項
三　特定事業促進円滑化業務による信用の供与の対象とする貸付けの条件に関する事項
四　前三号に掲げるもののほか、特定事業促進円滑化業務を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項

（指定申請書及び業務規程の提出）

第二条　法第八条第二項の規定による指定申請書及び業務規程の提出は、次に掲げる書面を添えてしなければならない。

一　定款及び登記事項証明書
二　指定の申請に関する意思の決定を証する書面
三　役員の氏名及び略歴を記載した書面
四　法第八条第一項第一号の金融機関としての行政庁の免許、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「免許等」という。）を受けていることを証する書面、その免許等の申請の状況を明らかにした書面又はこれらに代わる書面
五　法第八条第四項各号に該当しないことを誓約する書面
六　役員が法第八条第四項第三号イ及びロのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

2　主務大臣は、指定するに当たり、前項各号に掲げる書面のほか必要と認める書面を提出させることができる。

3　第一項の指定申請書は、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。

一　商号又は名称及び住所
二　役員の役職名及び氏名
三　特定事業促進業務を行おうとする営業所又は事業所の名称及び所在地
四　特定事業促進業務を開始しようとする年月日

（業務規程の記載事項）

第三条　法第八条第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　特定事業促進業務の実施体制に関する事項
イ　特定事業促進業務を統括する部署に関すること。
ロ　特定事業促進業務に係る人的構成に関すること。
ハ　特定事業促進業務に係る監査の実施に関すること。
ニ　特定事業促進業務を行う地域に関すること。
ホ　特定事業促進業務に係る相談窓口の設置に関すること。
二　特定事業促進業務の実施方法に関する事項
イ　貸付けの相手方
ロ　貸付けの対象となる資金
ハ　貸付けの限度額
ニ　貸付けの手続及び審査に関する事項
三　貸付けのために必要な特定事業促進円滑化業務による信用の供与の内容に関する事項
四　特定事業促進業務に係る債権の管理に関する事項
五　特定事業促進業務に係る帳簿の管理に関する事項
六　特定事業促進業務の委託に関する事項
七　前各号に掲げるもののほか、特定事業促進業務の実施に関する事項

（商号等の変更の届出）

第四条　法第九条第二項の規定により商号若しくは名称又は住所（以下この項において「商号等」という。）の変更について届出をしようとする指定金融機関は、次に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。

一　新商号等
二　旧商号等
三　変更予定年月日
四　変更の理由

2　法第九条第二項の規定により特定事業促進業務を行う営業所又は事務所（以下この項において「営業所等」という。）の所在地の変更について届出をしようとする指定金融機関は、次に掲げる事項（変更が営業所等の設置又は廃止によるものである場合は、第一号及び第二号に掲げる事項を除く。）を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。

一　変更前の所在地
二　変更後の所在地
三　変更が営業所等の設置によるものである場合は、設置する営業所等の所在地
四　変更が営業所等の廃止によるものである場合は、廃止する営業所等の所在地
五　変更予定年月日
六　変更の理由